# 平成 28 年度(2016年度)予算編成方針

# 第1編成にあたっての背景

# 1 我が国の経済及び財政の動向

- (1) 本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、「我が国経済はマクロ面からみてもミクロ面からみても、1990 年代初頭のバブル崩壊後、およそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。」との認識を示しています。
- (2) 本年7月に経済財政諮問会議がとりまとめた「平成28年度予算の全体像」では、 国の経済動向の見通しについて、民需主導の経済成長が持続・拡大するとの認識 を示すとともに、地方財政について、「地方の歳出水準については、国の一般歳出 の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要と なる一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の 水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」との見解を示しています。
- (3) 本年 10 月の内閣府の「月例経済報告」では、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」「先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうしたなかで、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響に留意する必要がある。」との基調判断を示しています。

以上のように、国の公表資料によると、景気は回復基調にあり、また地方財政における平成28年度からの3か年の一般財源総額については、平成27年度地方財政計画の水準が確保されることが見込まれていますが、引き続き地方財政を巡る国の動向について注視しながら、情報収集に努めるとともに、適切な対応のもと財政運営を図る必要があります。

### 2本市の財政状況

(1) 平成 26 年度(2014 年度)一般会計決算からみた本市の財政状況は、歳入面では、前年度に比較して市税で約 15.5 億円、地方消費税交付金で約 7.8 億円、配当割交付金で約 3.3 億円の増、地方交付税で約 3.6 億円、株式等譲渡所得割交付金で約 2.3 億円の減などにより、一般財源の合計では約 18.9 億円の増となっています。

また、歳出面では、前年度に比較して扶助費で約 14.3 億円、人件費で約 7.5 億円の増、公債費で約 3.8 億円の減により、義務的経費で約 18.0 億円の増となる中、収支面においては、財政調整基金からの取崩しや赤字地方債の発行によることもなく、実質収支が約 11.1 億円の黒字となりました。

(2) 一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、人件費や公債費における減などにより、平成21年度(2009年度)の104.8%から平成25年度(2013年度)の96.4%と年々減少していましたが、平成26年度は、分母となる経常一般財源が前年度に比較して約19.9億円の増となったものの、分子となる経常経費充当一般財源額が約19.0億円の増となったために、前年度と同じ96.4%となりました。

以上のように、「赤字体質からの脱却」という面では一定の目途がついたものの、「柔軟な財政構造の確立」という面では、まだ改善の余地が残されています。

健全な財政基盤の確立のもと、これから本市が直面する新たな諸課題にも適切に対応できるよう、必要な施策・事業に対して、限りある財源の効果的な配分を図りながら、持続可能な財政運営に努めなければなりません。

# 第2 平成28年度本市の収支見通し

# 1 歳入

(1) 個人市民税では、税制改正の影響などを踏まえ、約 263.6 億円(平成 27 年度 (2015 年度)収入見込額と比べ約 0.1 億円の減)を見込むとともに、法人市民税では、地方法人税創設に伴う法人市民税率の引下げや、法人税率の引下げなどの影響を考慮し、約 44.7 億円(平成 27 年度収入見込額と比べ約 5.7 億円の減)を見込み、市民税合計では約 308.3 億円(平成 27 年度収入見込額と比べ約 5.8 億円の減)を見込んでいます。

また、固定資産税及び都市計画税については、平成 27 年度のような評価替えによる減価の影響がなく、また万博公園南側エリアでの複合施設開発を含む新増築家屋の増などによる影響を踏まえ、それぞれ**約 240.3 億円**(平成 27 年度収入見込額と比べ**約 5.3 億円の増)、約 54.4 億円**(平成 27 年度収入見込額と比べ**約 1.0 億円の増**)を見込んでいます。

上記の基幹税目の状況から、歳入の根幹である市税の全体では**約 633.3 億円** (平成 27 年度収入見込額と比べ**約 0.4 億円の増**)を見込んでいますが、これは、平成 26 年度収入額の**約 641.6 億円**と比べ**約 8.3 億円の減**となるものです。

- (2) 地方消費税交付金については、消費税率の引上げに伴う増収分が平成 27 年度 から通年ベースとなっていることから、約 60.1 億円(平成 27 年度収入見込額と同額)を見込んでいますが、これは、平成 26 年度収入額の約 41.3 億円と比べ約 18.8 億円の増となるものです。
- (3) 地方交付税については、基準財政収入額の増加に伴い、普通交付税の収入は 見込まず、特別交付税の**1億円**のみを見込んでいます。

#### 2 歳出

(1) 扶助費については、約 264.8 億円を見込んでおり、これは平成 27 年度決算見込額約 264.8 億円とほぼ同額となっていますが、同年度で実施している子育て世帯臨時特例給付金給付事業や臨時福祉給付金給付事業の決算見込額約 5.1 億円を除くと、約 5.1 億円の増となっています。

また、補助費等については、約153.5億円を見込んでおり、これは平成27年度決算見込額約177.7億円と比べ約24.2億円の減となっていますが、同年度で実施しているスタジアム建設支援事業や吹田市プレミアム商品券事業の決算見込額約39.2億円を除くと、約15.0億円の増となっています。

このように、少子高齢化社会を背景として、扶助費や補助費等の社会保障関係経費は増加の一途を辿っています。

(2) 普通建設事業については、約 167.8 億円を見込んでおり、これは平成 27 年度決算見込額約 142.6 億円と比べ約 25.2 億円の増となっています。

これは、平成 27 年度で小・中学校校舎耐震改修事業、消防・救急無線デジタル 化事業、消防通信指令事務共同運用事業が完了しますが、北大阪健康医療都市 のまちづくり関連事業、岸部中千里丘線道路新設事業、南吹田駅前線立体交差事 業、(仮称)新佐竹台住宅集約建替事業などのまちづくり事業や小・中学校校舎大 規模改造事業、小・中学校屋内運動場大規模改造事業、小・中学校トイレ施設整 備事業などの学校施設の改修事業などに多額な経費が必要となるためです。

## 3 収支

上記を踏まえた平成 28 年度の収支状況は、決算見込で**約 22.5 億円**の**財源不足**となる見通しとなっています。

# 《10 年後までの収支見通し》

現時点における10年後までの一般会計の収支見通しについては、少子高齢化 社会を背景に、扶助費や補助費等の社会保障関係経費は増加傾向を示していま す。

また、実施計画の要求ベースを前提とした推計で、普通建設事業では、北大阪健康医療都市のまちづくり関連事業、岸部中千里丘線道路新設事業、南吹田駅前線立体交差事業、(仮称)新佐竹台住宅集約建替事業、小・中学校校舎大規模改造事業、小・中学校屋内運動場大規模改造事業、小・中学校トイレ施設整備事業、文化会館改修事業などにより、平成29年度(2017年度)まで年間170億円規模の多額の事業費が見込まれています。

以上のことから、**平成 37 年度(2025 年度)**では累積赤字額が **100 億円規模**に 上ると予測されます。

### 第3 予算編成方針

#### 1 基本的事項

- (1) 各部局において部長のリーダーシップのもと、部マネジメント会議を開催し、課題解決、目標達成等のため限られた財源を効果的に活用し、部としての戦略が明確となる効果的な予算となるよう取り組むこと。
- (2) 単年度のみならず将来的な負担を慎重に検討し、持続可能かつ効果的・効率的な事業内容となるよう予算要求を行うこと。特に、市単独事業については、市民サービスの質的向上と最適化を目指すことを踏まえて、事業の重要性や必要性について厳格に精査を行い計上すること。
- (3) 各部局においては、国や府の施策・事業や予算編成などの動向について、常に アンテナを張り、情報収集できるよう十分留意しながら、国庫支出金、府支出金など の特定財源の確保に努めること。ただし、事業の緊急性や有効性、将来的な負担な どについて十分検討した上で、予算要求を行うこと。
- (4) 国庫支出金、府支出金などの廃止・削減が確実な事業については、原則として事業の廃止・縮小を行うこととするが、やむを得ず市単独事業として再構築する必要がある場合、事業の継続性や規模、費用対効果などについて厳しく再評価を実施するとともに、事業実施に必要な一般財源については、既存事業の再構築により財源を

確保して予算要求を行うこと。

- (5) 政策経費については、本年7月15日付けで通知された「平成28年度(2016年度)~平成32年度(2020年度)実施計画の策定について(通知)」に沿って取り扱うこととする。なお、同年7月17日付けで通知された「平成28年度(2016年度)~平成32年度(2020年度)実施計画に係る事業計画表等の提出について(通知)」において期限厳守とされている同年8月21日までに提出された事業計画表にかかる予算についてのみ要求を行うこと。
- (6) 普通建設事業については、事業費の抑制を図るため、充当する一般財源の額の 目安を年平均 30 億円とする。
- (7) 一般会計における市債については、赤字地方債を発行しないこととし、建設事業債の発行額の目安については、長期債務残高の削減を図るため、公債費における元金償還額以下とする。
- (8) 年度途中での補正予算は、国や府の制度改正や災害復旧等緊急を要するやむ を得ないもの以外認められないことを念頭に置き、当初予算で計上すべきものに漏 れがないよう十分に精査した上で、年間予算を見積ること。

# 2 歳入の留意点

- (1) 歳入は、適正な試算により過大な見積りは厳に慎むこと。
- (2) 市税、使用料及び手数料、各種自己負担金については、徴収対象等の完全な 把握と収入率の向上に努めること。
- (3) 国庫支出金、府支出金などの補助制度のある事業にあっては、事業内容、実施年度等について事前調整を行い財源の確保に努めること。また、使用料等についても、利用者増となる事業内容の見直しにより特定財源の増収に努めるなど、常に財源を念頭に置くこと。
- (4) 市債や基金繰入金については、歳出担当所管において後年度の財政負担を考慮し、過大な充当とならないように配慮するとともに、歳入担当所管と事前に協議すること。

#### 3 歳出の留意点

- (1) 厳しい財政状況に鑑み、職員一人ひとりが社会情勢と市民ニーズの的確な把握に努め、市民と行政の役割分担を明確にしながら、市民協働参画などの市が推進している各種施策との整合性を図り、限られた財源を有効活用できるよう経営的視点から知恵と工夫を凝らし、それぞれの役割、立場で課題解決に取り組むこと。
- (2) 予算要求に当たっては「各歳出科目の算定基準」により適切な算定を行うこと。